

平成26年12月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
農林水産大臣
内閣官房長官
規制改革担当大臣

静岡県磐田市議会議長 小野泰弘

「農業委員会及び農業協同組合の改革」に関する意見書

農業は、産業という側面だけでなく、農産物の安定供給、水源の涵養、自然環境の保全及び地域社会の維持・活性化といった多面的な機能を担っている。このような農業の位置づけの中で、農業委員会及び農業協同組合は、これまで農業の振興や地域の生活基盤を支え、農業・地域の底上げに重要な役割を果たしてきた。今後も、農業施策の円滑な推進と地域社会の維持・発展を図る上で、その存在の重要性は一層増していくと考えられる。

一方で、農業は、従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農地の利用集積など多岐にわたる課題を抱えており、農業委員会及び農業協同組合をはじめ国及び地方行政、小売等が解決への努力や対策に共に取り組むことが必要である。

しかし、6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」における農業委員会及び農業協同組合に関する改革では、これまで農業委員会及び農業協同組合が果たしてきた役割や貢献が十分に考慮されず、その内容は、農業・地域の実態を踏まえることなく、経済効率性を追求するものになっている。

については、国の方針的な改革ではなく、農業・地域の実態を踏まえ、農業委員会及び農業協同組合の当事者や関係者の多様な意見を反映し、現場での混乱をきたすことなく、農業・地域の活性化が図られるための農業委員会及び農業協同組合の見直しとなるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地域の「代表」として選ばれ、地域から信任を得た農業委員だからこそ、地域の貴重な資源である農地の権利移転などの仕事に邁進できる。この「代表制」を確保することが極めて重要であることから、「公選制」と同様の仕組みを検討すること。
- 2 都道府県農業会議及び全国農業会議所は、農業委員会活動を日常的に支える組織として不可欠である。3段階のネットワークを確保するため、引き続き「農業委員会等に関する法律」における系統性を確保するとともに、農地の確保と有効利用、担い手の育成と確保に向けた機能を強化すること。
- 3 多くの課題を抱える農業現場の声を行政庁の施策に生かすことは、地域の農業振興にとって効果的なものであることから、農業委員会等に関する法律に規定されている「意見の公表」等の機能を維持すること。
- 4 農業協同組合の見直しにあたっては、地域の農業振興に寄与する自主的な改革となるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。